

# 一般質問通告書

佐野市議会議長 様

|  |   |              |
|--|---|--------------|
|  | 受付  | 番号 12        |
|  |   | 令和 5年 8月 24日 |
|  |   | 午前・午後 2時 40分 |
| 議会名  | 令和 5 年 第 3 回 佐野市議会定例会   |              |
| 発言者  | 議席番号 11 番 菅 原 達   |              |
| 答弁を求める者<br>(選択してください)  | <input checked="" type="radio"/> 市長   副市長 ・ <input checked="" type="radio"/> 教育長 ・ <input checked="" type="radio"/> 担当部局長   |              |
| 一般質問時に使用する資料の有無<br>(選択してください)  | あり ( 資料提示 ・ 資料配付 ・ モニター使用 )<br><input checked="" type="radio"/> なし  |              |
| 大項目 (質問項目)<br>中項目 (質問細目)   | 小項目 (具体的な質問内容)  |              |
| <p>1. 地域の猫との共生について</p> <p>(1) 「どうぶつ基金さくらねこ」の導入について</p> <p>(2) 動物愛護法の周知と必要な措置について</p> | <p>① <u>陳情採択後の取り組みと課題について</u><br/>平成 31 年 2 月議会の「佐野市の飼い主不在の野良猫問題における“どうぶつ基金さくらねこ”導入の必要性に関する陳情」について、採択後の導入に向けた取り組みの状況と課題を伺いたい。</p> <p>① <u>愛護動物の虐待や遺棄が犯罪であることの周知について</u><br/>飼い主のいない猫であっても、みだりに餌や水を与えないことなどにより衰弱させることが虐待とみなされ、一年以下の懲役や百万円以下の罰金に処されることや、愛護動物を遺棄した者が同様の厳罰に処されることが、動物愛護法に明記されているが、行政内部はじめ市民への周知がなされているのか、伺いたい。</p> <p>② <u>周辺の生活環境の保全における措置について</u><br/>飼い主のいない猫へ、無責任、且つ恣意的に餌や水を与える行為に起因し、また、多頭飼育など不適切な飼養により、周辺の生活環境が損な</p> |              |

|  |   |
|--|---|
| <p>(3) 飼い主のいない猫の繁殖抑制について</p> <p>(4) 「地域猫活動」の推進について</p> | <p>われると認められる場合に、行政が取るべき必要な措置について伺いたい。</p> <p>③ <u>所有者への猫の繁殖制限の周知・徹底について</u><br/> 動物愛護法には、猫の所有者（飼い主）に対し、「みだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」と明記されている。<br/> 一方で、所有者が生活困窮や、障がいがあるなどの様々な事情により、必要な措置を講じられないことも想定されるところである。<br/> 所有者に課される適切な繁殖制限の周知徹底の状況と課題について伺いたい。</p> <p>① 不法行為である遺棄や管理不全による逸走などにより、地域で散見される飼い主のいない猫においては、虐待や遺棄の問題と合わせ、そのままでは繁殖抑制が効かないことが、問題の悪化をもたらす最大の要因であると言える。<br/> 飼い主のいない猫の繁殖抑制のために行政が取るべき必要な措置について伺いたい。</p> <p>① 周辺の生活環境の保全や猫の殺処分を減らし、飼い主のいない猫との共生を進めるためには、まずは“増やさない”ことが重要で、そのためにも動物愛護法に定められた、「遺棄の防止」や「適切な繁殖制限」の周知徹底と共に、「TNR（トラップ・ニューター・リターン＝捕獲・不妊手術・元の場所に戻す）」の実施も極めて重要であるが、さまざまな事情により実施できていないのが実状である。<br/> そんな中、本市では、ボランティアの方たちが、放置された飼い主のいない猫を捕獲し、身銭を切って不妊手術を行った上で、元の場所に戻してあげたり、譲渡先を見つけたり、時には自ら引き取ったりと、動物愛護の精神のままに献身的な活動を続けて下さっている。</p> |
|--|---|

地域における飼い主のいない猫の問題は、問題を生じさせている者の特定や対処が難しく、また、動物愛護や地域の環境保全の観点から、行政の責務として向き合わなければならない地域課題であると考えます。一部のボランティアの善意を頼りに個々に対処するのではなく、地域によって状況が異なる問題を俯瞰的に捉えた上で、地域住民とボランティア、行政の三者が協働で解決にあたるべき地域課題であると言え、その課題の解決に向け「地域猫活動」を推進すべきであると考えますが、いかがが、伺いたい。

## 2. 教育を受ける機会の確保及び教育水準の維持向上について

### (1) 教育を受ける機会の確保及び教育水準の維持向上について

① 本年2月議会で、能力に応じた教育を受ける機会の確保及び教育水準の維持向上が図られているか伺った際、いずれも「努めている」との答弁を頂いた。さらに、再質問で「約3割の児童生徒がどこからも相談も支援も受けていない」との指摘に対する実状を伺った際、「具体的に把握はできていない」との答弁であった。

前年度よりも不登校児童生徒が増加する中、教育を受けられる機会の確保及び教育水準の維持向上が図られているのか？どこからも相談、支援を受けていない子どもたちがますます増えていないのか？懸念されるところである。

そこであらためてそれらの実状を伺いたい。

### (2) フリースクールへの財政支援について

① 同様に、本年2月議会で、フリースクールの設立、運営への支援の必要性について伺った際、「制度面や財政面の支援も含めた本市としての連携の在り方を研究してまいりたい」との答弁であった。どんな方も安心して利用できる環境を整えるため、つくば市のような、運営事業者への補助金の交付や、利用者への交付金の支給が必要であると考えますが、いかがが伺いたい。

|  |   |
|--|---|
| <p>3. 災害弱者の避難体制の整備について</p> <p>(1) 地域防災計画をふまえた福祉避難所について</p> <p>(2) 福祉専門職の参画による個別（避難）計画の策定について</p> | <p>① 福祉避難所は、障がい者などの要配慮者にとって欠かすことができず、令和3年5月のガイドラインの改定で、指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示、指定福祉避難所への直接の避難の促進などが盛り込まれた経緯がある。</p> <p>これらを踏まえ、令和3年6月議会で本市の福祉避難所の体制の見直しを要望した際、「指定福祉避難所の基盤づくりを進めてまいる」と答弁いただいたが、これらの要望に沿った基盤づくりがどこまで進んだのか、伺いたい。</p> <p>① 令和3年6月議会で、個別避難計画の策定に関し、行政が策定の主体となり、高齢者や障がい者のケアに携わるケアマネージャーや相談支援専門員などの福祉専門職に計画策定に参画していただき、速やかな計画策定を進めるべきであると指摘した際、「福祉専門職の方と協議してまいりたい」と答弁いただいたが、進捗の状況と課題について伺いたい。</p> |
|--|---|